

令和6年1月定例会 教育長報告

◆ 1月の主な活動

- 15日 校長会支部訪問（清水第五中学校）〔教育長・委員〕
- 15日 静岡市優秀教職員表彰式（清水庁舎）〔教育長〕
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 2月の主な予定

- 1日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 7日 静岡県・政令市教育委員意見交換会（静岡県庁）〔教育長・委員〕
- 9日 校長会支部訪問（久能小学校）〔教育長・委員〕

議案第 2 7 号

令和 5 年度補正予算案について

令和 5 年度補正予算（2 月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 1 月 2 3 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 補正予算の概要

別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
教育局			
国の総合経済対策に伴う補正			
教 育 施 設 課	小中学特別教室空調設備整備 事業 (校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	1,251,000 (0)	(事業内容) 市立小中学校の特別教室に設置する空調設備の設計及び 工事を実施 ・対象校数 工事 中学校 14校155室 設計 小学校 72校440室 中学校 41校411室 ・整備期間 令和5~6年度 設計:中学校 41校411室 令和6年度 工事:中学校 14校155室 設計:小学校 72校440室 令和6~7年度 工事:中学校 27校256室 令和7~8年度 工事:小学校 72校440室 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 186,101 市債 1,064,800
教 育 施 設 課	小中学校校舎トイレリフレッシュ 事業 (校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	704,900 (0)	(事業内容) 市立小中学校のトイレ改修の設計及び工事を実施 ・対象校数 設計 小学校 16校(東豊田小学校など) 中学校 8校(末広中学校など) 工事 小学校 8校(新通小学校など) 中学校 4校(清水第八中学校など) ・実施内容 トイレの洋式化、床のドライ化、内装改修、 段差解消、手すりの設置など 【特定財源】 国庫補助金(1/2、1/3) 187,376 市債 496,300
学 校 給 食 課	☆ 市立小中学校給食費 負担軽減事業(令和6年度) (学校給食費負担軽減事業) (10-6-8)	240,000 (240,000)	(事業内容) 市立小中学校における物価高騰に伴う令和6年度給食費の 値上がり相当分10%の保護者負担をゼロとする ・対象者数 小学校81校 29,721人 中学校43校 14,495人 【特定財源】 臨時交付金 178,000
その他			
学 校 給 食 課	市立小中学校給食費 負担軽減事業(令和5年度) (学校給食費負担軽減事業) (10-6-8)	△72,000 (240,000)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の減額 【特定財源】 臨時交付金 △72,000
人件費			
教 育 総 務 課 教 職 員 課	給与費等	△849,485	(事業内容) 現員現給に伴う減額 ・教育総務課所管分 △158,844千円 ・教職員課所管分 △690,641千円 【特定財源】 国庫支出金(1/3) △60,227

繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	校舎等補修費 (清水高部東小学校) (教育施設課)	10,320千円
		校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業) (教育施設課)	217,000千円
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業) (教育施設課)	414,200千円
	2 中学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業) (教育施設課)	1,034,000千円
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業) (教育施設課)	290,700千円
	6 保健体育費	学校給食費負担軽減事業費 (学校給食課)	240,000千円

債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 教 室 等 費 改 修 事 業	令 和 6 年 度	9,374千円 令和5年度に小学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
中 学 校 教 室 等 費 改 修 事 業	令 和 6 年 度	21,085千円 令和5年度に中学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。

(変更)

事 項	区 分	期 間	限 度 額
小・中 学 校 校 務 支 援 費 シ ス テ ム 機 器 設 置 費 (教育センター)	変 更 前	自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度	1,620,000千円
	変 更 後	自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度	1,599,200千円
図 書 館 電 算 シ ス テ ム 機 器 設 置 費 (中央図書館)	変 更 前	自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度	380,550千円
	変 更 後	自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度	308,747千円

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 設 計 業 務 経 費 (教育施設課)	令 和 6 年 度	134,000千円

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和6年1月23日提出

静岡市長 難波 喬 司

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地震や水害等の災害が発生した本市以外の地方公共団体において、二次災害が発生する可能性が高い中で、被災地に派遣され、災害応急対策業務若しくは災害復旧業務に従事した職員に対し、災害応急対策等業務手当を支給できるように、本条例の一部を改正するものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3巻 6026頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員の給与に関する条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	地震や水害等の災害が発生した本市以外の地方公共団体において、二次災害が発生する可能性が高い中で、被災地に派遣され、災害応急対策業務若しくは災害復旧業務に従事した職員に対し、災害応急対策等業務手当を支給できるよう所要の改正を行うため。
4 施行期日	公布日（令和6年1月1日遡及適用）
5 制定改廃の概要	<p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策業務若しくは災害復旧業務に従事した職員に対し、災害応急対策等業務手当を支給することとした。</p> <p>(2) 支給対象の職員は本条例第2条第2号に規定の職員とした。</p> <p>(3) 災害応急対策等業務手当の額は、日額900円とした。</p> <p>(4) この条例は、公布の日から施行することとした。</p>
6 法的に検討すべき事項	なし
7 関係する法令・条例等	<p>静岡市職員の給与に関する条例</p> <p>静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例</p>
8 予算措置等特記事項	なし

議案第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び教育業務連絡指導手当」を「、教育業務連絡指導手当及び災害応急対策等業務手当」に改め、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された第2条第2号に規定する職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したときに支給する。

7 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき900円（1日の作業時間が3時間に満たないときは、450円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例 (特殊勤務手当)</p> <p>第8条 特殊勤務手当の種類は、特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当と_____とする。</p> <p>略</p> <p>新設</p> <p>6 第2項に規定する特殊業務手当の額は、勤務時間又は勤務状況によりこれを減額して支給することができる。</p> <p>7 前項に規定する特殊業務手当の調整の基準は、教育委員会規則で定める。</p> <p>8 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>新設</p>	<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例 (特殊勤務手当)</p> <p>第8条 特殊勤務手当の種類は、特殊業務手当、教育業務連絡指導手当及び災害応急対策等業務手当とする。</p> <p>略</p> <p>6 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された第2条第2号に規定する職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したときに支給する。</p> <p>7 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき900円（1日の作業時間が3時間に満たない場合においては、450円）とする。</p> <p>8 第2項に規定する特殊業務手当の額は、勤務時間又は勤務状況によりこれを減額して支給することができる。</p> <p>9 前項に規定する特殊業務手当の調整の基準は、教育委員会規則で定める。</p> <p>10 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。</p>